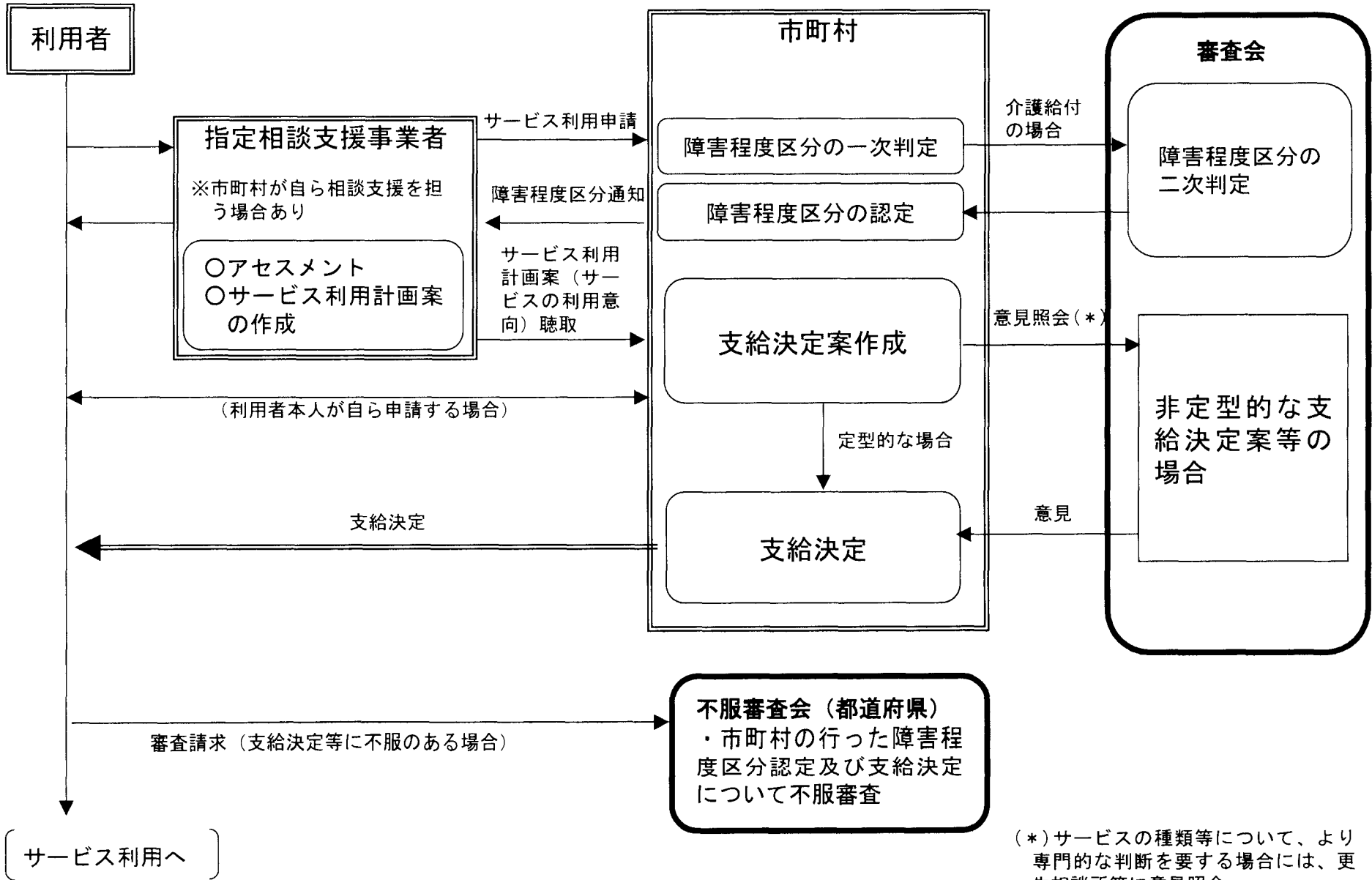


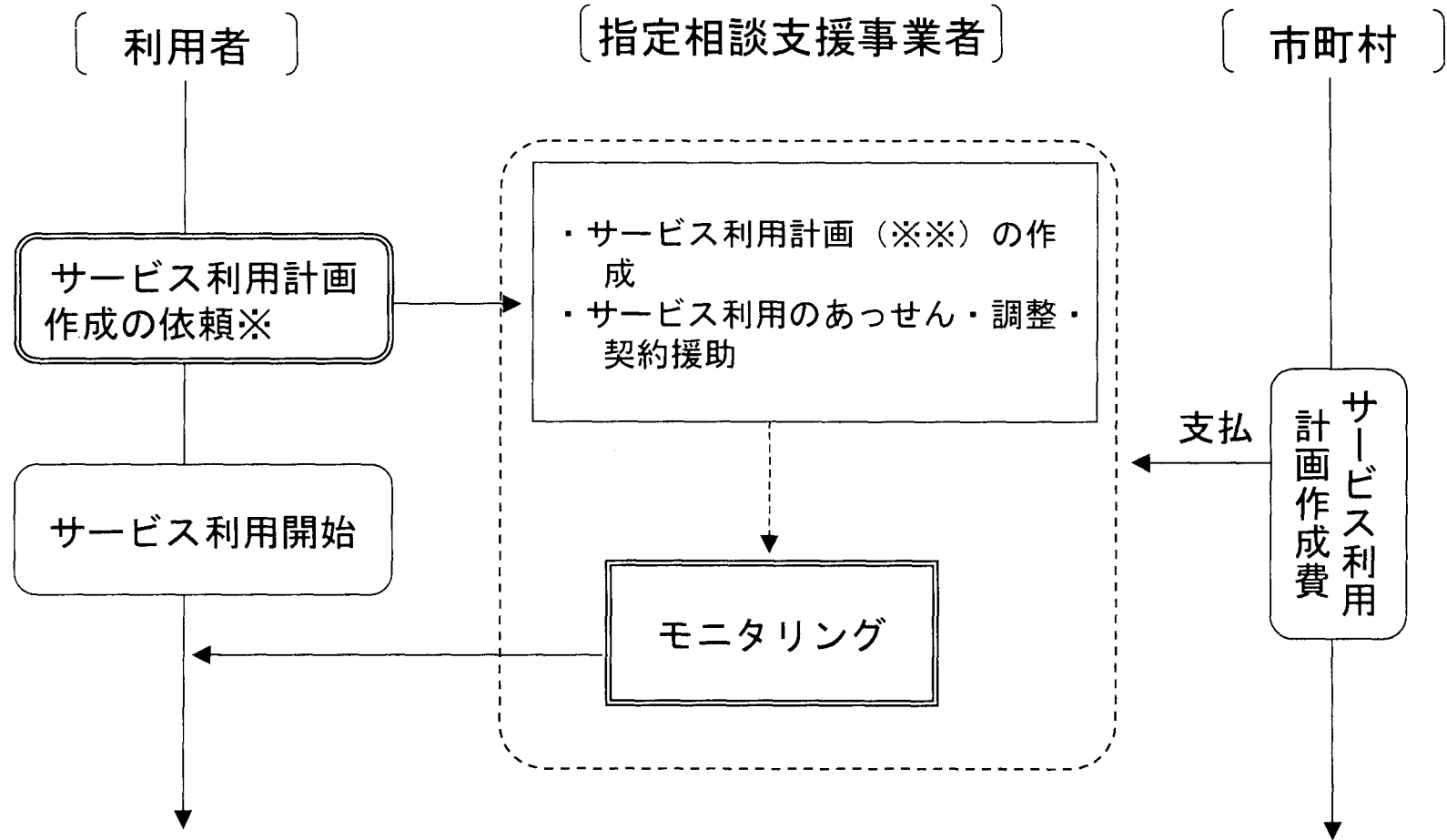
Ⅲ. 新支給決定手続き・障害程度区分

介護給付・訓練等給付の利用手続き



(*)サービスの種類等について、より専門的な判断を要する場合には、更生相談所等に意見照会

支給決定後のサービス利用の流れ



※複数のサービスの利用が必要な者、長期入所・入院から地域生活に移行する者など計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする者を対象とする

※※障害福祉サービスのほか、就労支援、教育、インフォーマルサービスを含む計画とすることが望ましい。

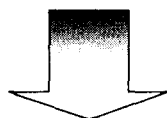
障害者自立支援法における相談支援事業の位置付け

市町村（都道府県※）

※都道府県は、特に専門性の高い相談支援事業を実施

○相談支援事業（地域生活支援事業の基本事業として位置付け）

『市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業を行う』



委託（※）

指定相談支援事業者

○支給決定を受けた障害者等が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、その依頼を受けて、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、担当する者などを定めた計画（サービス利用計画）を作成するとともに、その計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行う

⇒サービス利用計画作成費（個別給付）の対象

←
指定

都道府県

※市町村は、指定相談支援事業者のうち相談支援事業の委託を行った者に対して、支給決定（障害程度区分の認定）のための調査の委託が可能

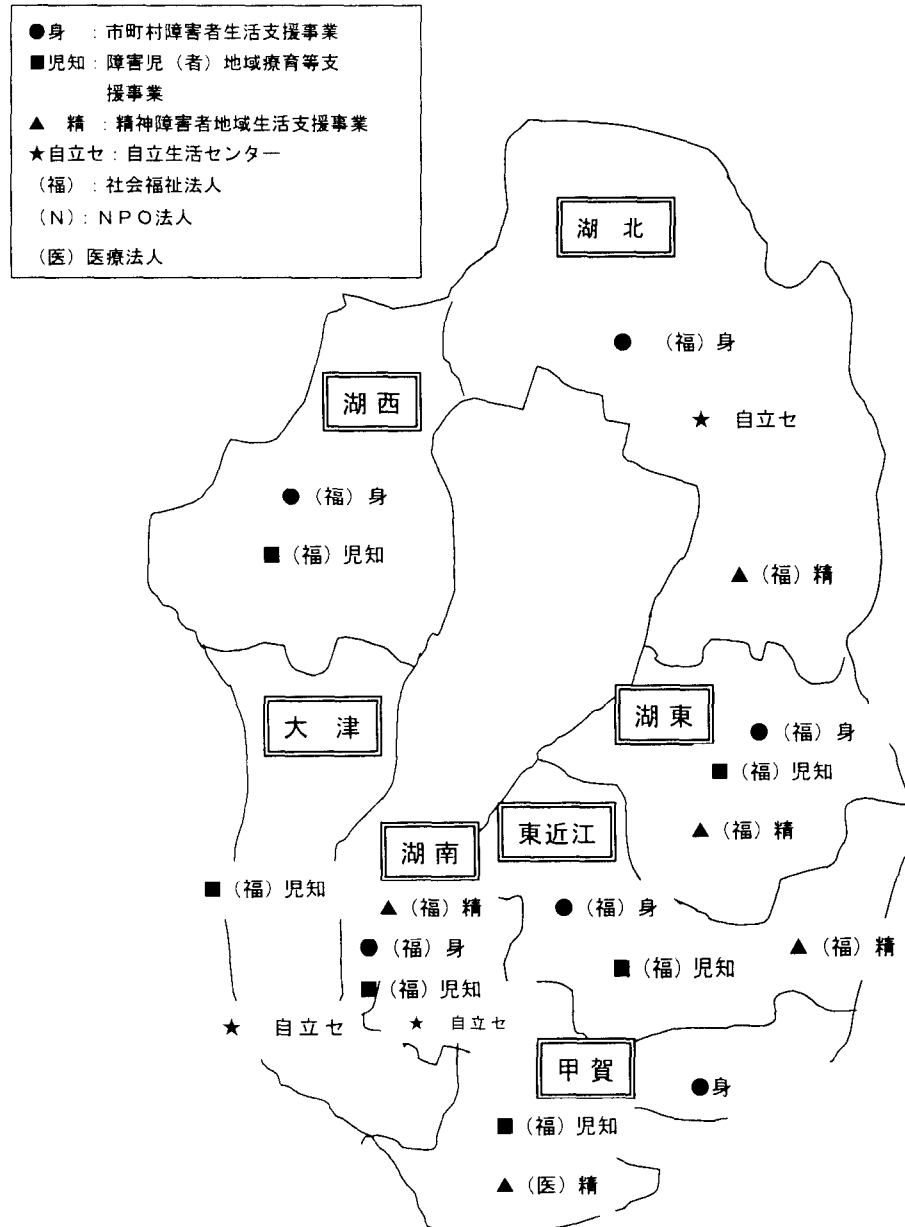
相談支援事業の現状

身体障害者	市町村障害者生活支援事業	374か所	一般財源（※）
知的障害者・児	障害児（者）地域療育等支援事業	536か所	一般財源（※）
精神障害者	精神障害者地域生活支援センター	446か所	国庫補助

※ 地域生活支援ステップアップ事業による支援（国庫補助）あり

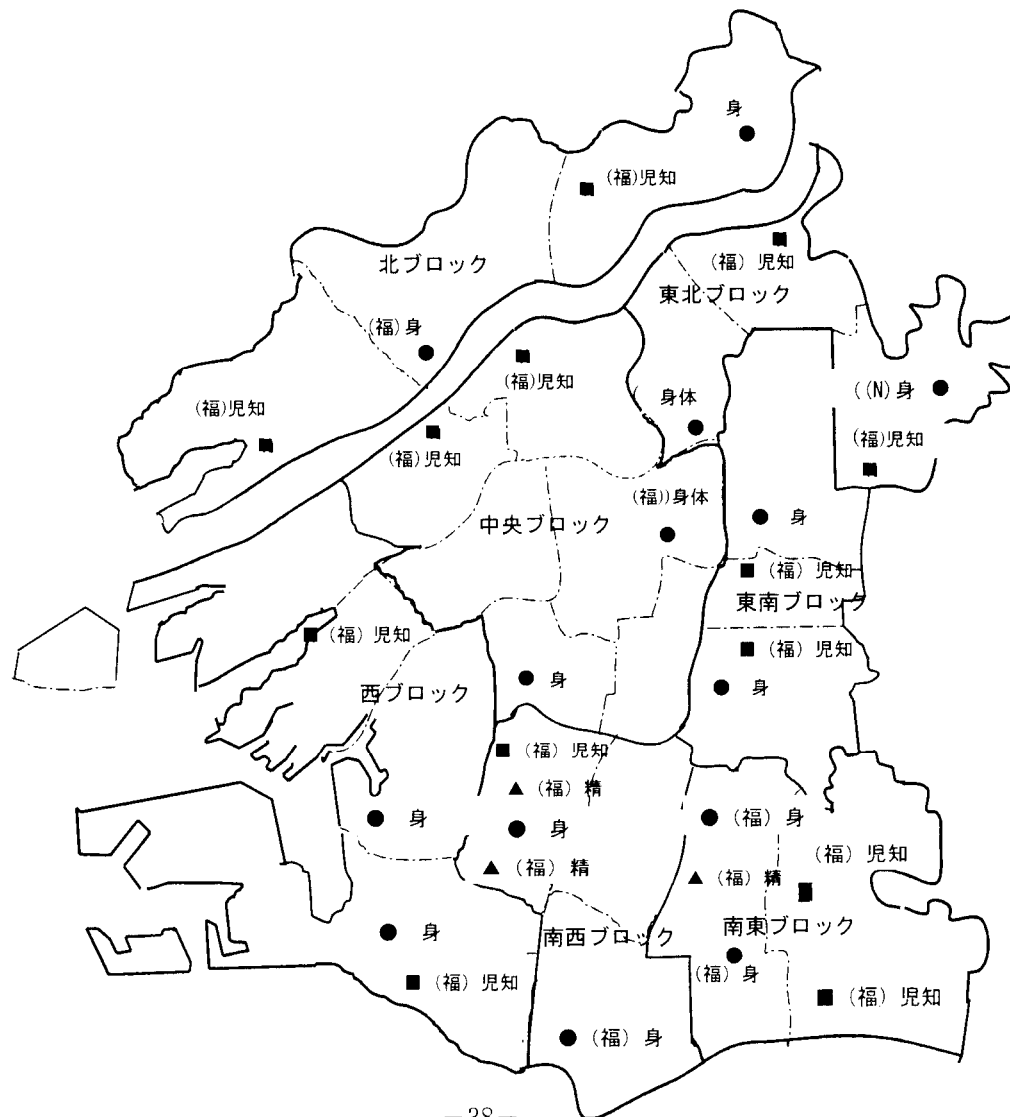
（注）市町村障害者生活支援事業及び障害児（者）地域療育等支援事業については、平成15年9月30日現在
精神障害者地域生活支援センターについては、平成16年4月1日現在

相談支援事業配置状況 圏域型
(S県)



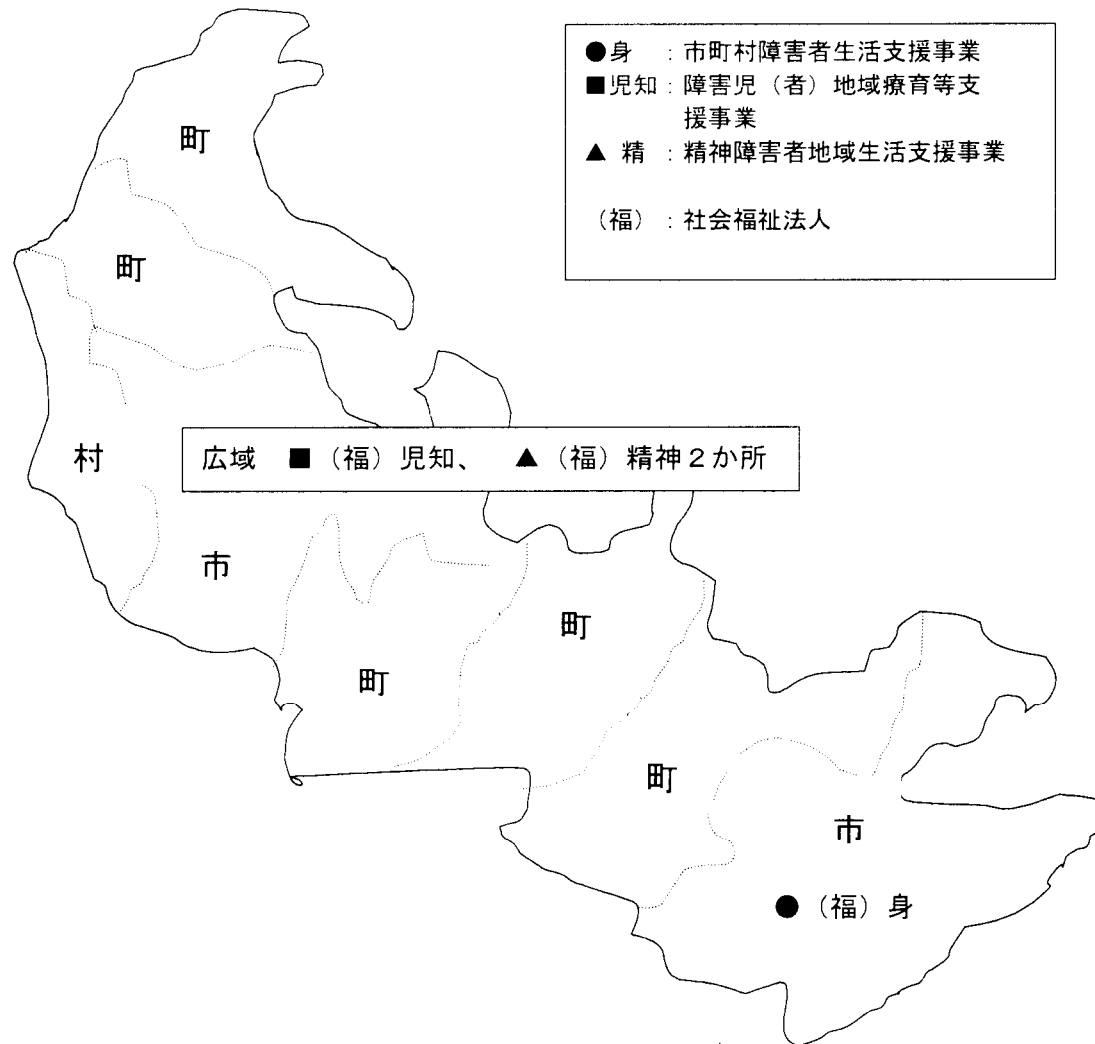
相談支援事業配置状況 大都市型 (○指定都市)

- 身 : 市町村障害者生活支援事業
- 児知 : 障害児(者)地域療育等支援事業
- ▲精 : 精神障害者地域生活支援事業
- (福) : 社会福祉法人
- (N) : NPO法人



相談支援配置状況 圏域・市町村型

(F県L圏域)



地域生活支援ステップアップ事業

(障害者地域生活推進特別モデル事業)

新たに相談支援事業に取り組んでいこうとする市町村等が、地域生活支援の取組みの現状に応じ、地域生活支援の仕組みを段階的に向上させ、他の市町村の取組みに反映させることで全国的な地域生活支援の底上げを図る（15年度から実施）。

⇒ 1か所当たり事業費 600万円

※17年度は、新制度への移行も念頭に置きつつ、実施予定

支給決定関係のスケジュール（案）

月日	国	都道府県	市町村
17年3月			
4月			
5月	障害程度区分等素案の提示		
6月			障害程度区分等の試行事業の実施
7月			
8月			
9月	障害程度区分の確定		
10月	障害程度区分認定・審査マニュアル等の確定		
11月	政省令・通知等の発出	認定調査員等研修の開催	
12月			
18年 1月			新たな支給決定（障害程度区分等）の開始
18年10月			新支給決定の完全実施